

令和3年版環境白書

第2章 安全で安心できる生活環境の保全

3. 化学物質の環境リスク対策

(3) ダイオキシン類対策

① 環境中の汚染状況を把握するための計画的な常時監視

(1) 事業目的

「ダイオキシン類対策特別措置法」※1が平成11年に制定されてから規制強化がすすみ、排出量は減少し、環境リスク（環境の保全上の支障を生じさせる可能性）が低減されてきました。ダイオキシン類については、引き続き環境中の濃度等の実態把握を行うことにより、排出抑制を行います。

(2) 取組状況

ダイオキシン類対策特別措置法第26条に基づき、令和2年度に島根県において実施した大気、公共用水域の水質・底質、地下水及び土壤のダイオキシン類常時監視結果の概要は次のとおりでした。

（詳細については資料編：表1に掲載）

ア 一般環境監視

大気、水質、底質、地下水、土壤とともに、調査した全ての地点において環境基準を達成していました。

松江市該当分においても、大気、水質、底質、地下水、土壤とともに、調査した全ての地点において環境基準を達成していました。

イ 発生源周辺監視（馬潟工業団地周辺地域）

松江市八幡町にある馬潟工業団地周辺水路では、平成12年度に底質から高濃度のダイオキシン類が検出されたため、その後、県と松江市で対策を検討、実施しました。（経緯については資料編：表2に掲載）

当該地域における調査において、大気、水質、底質、地下水、土壤とともに、調査した全ての地点において環境基準を達成していました。

《用語解説》

※1 ダイオキシン類対策特別措置法

平成11年7月に議員立法により制定されたダイオキシン類対策に係る法律。ダイオキシン類による環境汚染の防止や、その除去などを図り、国民の健康を保護することを目的としています。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
（主）廃棄物対策課	0852-22-6302